

第5節 精神保健福祉対策

現状と課題

精神保健福祉については、精神障害のある人の医療および保護、社会復帰の促進、心の健康づくりの推進などを目的として各種事業を実施しています。

近年の精神障害のある人に対する精神保健福祉施策は、平成11年6月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正され、市町村による在宅福祉事業の創設などが盛り込まれたことから、地域での支援による精神障害のある人の自立と社会参加の一層の促進が求められており、精神障害のある人の生活を家庭や地域で支える社会復帰対策はますます重要となっています。

このような状況の中、県健康福祉センターにおいては、精神保健福祉相談員を配置し、地域住民のニーズに応じた相談業務や訪問指導をはじめ、社会復帰のためのデイ・ケア事業の実施、精神障害者家族会・患者会（アルコール）の支援など、広範囲にわたる精神保健福祉に関する事業を実施しています。

一方、県精神保健福祉センターにおいては、精神科専門医、精神保健福祉相談員、心理判定員等の専門スタッフを配置し、ストレス、うつ病等に関する心の相談や市町村、社会復帰施設等の職員を対象とした精神保健福祉研修会などを行っています。

精神科医療の現状

（平成14年3月31日現在）

精神科病院数	16（国立1、公立4、民間11）（総合病院5、単科10、その他1）
精神病床数	2,443床（人口万対29.5床）
精神病床を有しない精神科を標榜する医療機関	10
精神科医師数	99人（人口万対1.2人）
入院患者数	2,232人（措置12人、医療保護691人、任意1,529人）
通院公費負担件数	37,609件（平成13年度）

1 心の健康づくりの推進

社会生活環境等の急激な変化などにより、多くの県民がストレスを抱えており、さまざまなストレスが、うつ病、心身症等の心の病の原因となっていることから、ストレス状態にある人を早期に発見し、適切に対応する必要があります。

2 精神障害者に対する偏見等の除去

精神障害のある人に対する偏見や誤解を除去するため、精神障害者家族会等の関係団体の育成・支援および精神保健福祉に関する普及啓発を行っていますが、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別が根深く、今後一層の精神障害のある人および精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図る必要があります。

3 精神障害者の社会復帰対策

精神障害のある人の社会復帰の受け皿となる社会復帰施設等については、これまで福井県第三次障害者福祉長期計画に基づき順次、整備を進めています。

今後、平成14年12月に国が策定した新障害者プランを踏まえ、生活訓練施設等の整備を促進することが必要です。

また、精神障害者社会適応訓練事業については、協力事業所の拡大に努めていますが、主に嶺北地区に集中していることから、嶺南地区における協力事業所の確保を図る必要があります。

社会復帰施設等の整備状況

施設等の名称	平成9年度	平成14年度
通所授産施設	2か所	7か所
地域生活支援センター	0か所	7か所
福祉ホーム	0か所	1か所
グループホーム	5か所	7か所

4 市町村への支援

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、ホームヘルプサービス、グループホーム等の精神障害者居宅生活支援事業、精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の申請窓口業務、社会復帰に関する相談・助言などが、平成14年度から新たに市町村事務となったことから、市町村を支援していく必要があります。

5 精神障害者保健福祉手帳による支援施策

本県の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は1,266人ですが、平成13年度末における精神障害のある人の入院・通院患者数の合計は12,594人であり、手帳の交付を受けていない人の中にも取得可能な精神障害のある人が存在するものと考えられます。

このため、手帳の交付を受けることによるメリットを広く周知するとともに、手帳に基づく支援施策を充実する必要があります。

精神障害者入院通院患者数および精神障害者保健福祉手帳交付者数（平成13年度末）

精神疾患患者数	12,594人
入院患者数	2,232人
通院患者数	10,362人（平成14年3月の1か月間）
手帳交付者数	1,266人

6 精神科救急医療対策

精神科救急医療については、休日の昼間において病院群輪番制により実施していますが、今後夜間における対応が求められています。

施 策

1 心の健康づくりの推進

- 県民が自己のストレスに気づき、早期発見、早期対応ができるようストレス対策を実施するなど、県精神保健福祉センターの機能を強化し、心の健康づくりを推進します。
- また、職場における心の健康づくり対策として、福井産業保健推進センター、県精神保健福祉センター、県健康福祉センター等の関係機関が連携を図り、心の健康相談、情報の提供を行うなど、事業場で働く労働者のメンタルヘルスをサポートします。

2 精神障害者に対する偏見等の除去

- 精神障害のある人および精神保健福祉に関する正しい知識の普及を促進するため、県精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉講演会等を開催し、また、県健康福祉センターにおいて地域交流会や精神保健福祉ボランティア講座等を開催するとともに、精神障害のある人の地域生活支援の担い手であるボランティア団体等の育成に努めます。

3 精神障害者の社会復帰対策

- 県第三次障害者福祉長期計画に基づき、精神障害者生活訓練施設等の社会復帰施設を整備し、精神障害のある人の社会復帰を促進します。
- また、精神障害者社会適応訓練事業について、嶺南地区の協力事業所の確保を図るとともに、県健康福祉センターにおいて市町村、福井労働局等と連携し、より一層の協力事業所の拡充に努めます。

4 市町村への支援

- 県精神保健福祉センター等において、市町村担当職員等を対象に精神保健福祉専門研修、精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修などを実施するとともに、市町村での対応が困難な事例等についてより専門的な立場から助言を行うなど、精神保健福祉に関する市町村への支援に努めます。

5 精神障害者保健福祉手帳による支援施策

- 通院公費医療費負担申請における医師診断書の提出の省略、公共施設の入場料等の減免など、手帳の交付によるメリットを市町村や医療機関を通じて精神障害のある人、その家族等に広く周知するとともに、利用料が減免できる公共施設等の拡充など、手帳交付者への支援施策の一層の充実を図ります。

6 精神科救急医療対策

- 夜間における精神科救急医療については、地域の実情などを考慮しながら、指定病院等の精神科医療機関の協力を得て、円滑かつ効率的な運営ができるよう精神科救急医療体制の充実に努めます。

【用語の解説】

● 通所授産施設

相当程度の作業能力を有する者を通所させ、必要な訓練を行い自活の促進を図る施設をいう。

●地域生活支援センター

精神障害のある人に関する問題全般についての相談・指導・助言、精神障害者福祉サービスの利用の助言および関係施設との連絡調整を行い、精神障害のある人の社会復帰と自立社会参加の促進を図るための施設をいう。

●福祉工場

精神障害のある人であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者を雇用し、社会的自立の促進を図る施設をいう。

●福祉ホーム

一定程度の自活能力がある精神障害のある人が家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な者が生活を営むための施設をいう。

●生活訓練施設

回復途上にある精神障害のある人に居室等の設備を一定期間利用させて、生活の場を与えるとともに、生活の指導等を行い、社会復帰の促進を図る施設をいう。

●グループホーム

共同生活を送る精神障害のある人の自立生活を援助するもので、いわゆる施設の設置運営の事業ではなく、生活援助を行うソフト事業をいう。

●指定病院

措置入院患者を入院させることができる国・都道府県以外の者が設置する精神病院をいう。